

令和 7 年度一般会計予算特別委員会会議録

令和 7 年 3 月 1 4 日（金）

（開 会） 1 0 : 0 0

（閉 会） 1 1 : 5 8

【 案 件 】

1. 議案第 3 号 令和 7 年度 飯塚市一般会計予算

○委員長

ただいまから令和 7 年度一般会計予算特別委員会を開会いたします。

「議案第 3 号 令和 7 年度 飯塚市一般会計予算」を議題といたします。

昨日に引き続き総括質疑を行います。昨日、資料要求のありました資料については、準備できており、サイドブックに掲載しておりますので、ご確認ください。川上委員の質疑を許します。

○川上委員

立岩・穂波・筑穂の人権啓発センターについて、令和 4 年 3 月、第 3 次実施計画にはどういう記載があるか、お尋ねします。

○人権・同和政策課長

第 3 次実施計画の改訂版におきまして、立岩人権啓発センターにつきましては、現地での存続の上、令和 2 5 年度に建て替えを検討。穂波人権啓発センターにつきましても、現地建て替えて、令和 1 8 年度に建て替えを検討。筑穂人権啓発センターにつきましては、現地建て替えによりまして、令和 1 7 年度に建て替えを検討ということになっておりました。

○川上委員

エレベーターについての記載がありませんか。

○人権・同和政策課長

この各人権啓発センターにつきまして、具体的なエレベーターの設置については記載がありません。

○川上委員

武井市長と部落解放同盟山根委員長との 2 0 2 3 年 1 2 月 4 日付け確認書には、どう書いていますか。

○人権・同和政策課長

確認書におきまして、この人権啓発センターにつきましては、施設の統合につきまして記載のほうがされております。

○川上委員

追加資料の 5 3 ページ以降について説明をお願いします。

○人権・同和政策課長

まず、5 3 ページにつきましては、令和 5 年 1 2 月 4 日に、飯塚市長と部落解放同盟飯塚市協議会執行委員長の間で、飯塚市と部落解放同盟飯塚市協議会との確認書ということで、書類になっております。

内容としましては、令和 5 年 7 月 1 8 日付、市協協議において、人権啓発センター新設について、部落解放同盟と飯塚市で別紙のとおり協議し、確認したということになっております。その右ページにつきましてが、別紙の内容となっておりまして、令和 5 年 7 月 1 8 日、令和 5 年度の市協協議の内容となっております。

協議の内容としましては、1 点目が、飯塚市人権啓発センターの整備についてということで、各人権啓発センターの現状、整備に当たっての基本理念、整備計画の基本方針、建築計画、ス

ケジュール等について、飯塚市人権啓発センター整備構想において計画を進めることとなっております。２点目につきましては、既存の各人権啓発センターにつきましては、飯塚市人権啓発センター整備構想に基づき、新たな人権教育啓発相談センター（仮称）の完成とともに、隣保事業の目的を終了しますとなっております。３点目の施設の統合の考え方につきましては、人権教育啓発相談センター（仮称）の完成に伴い、既存の人権啓発センターで実施していた隣保事業を集約し、飯塚市全体の事業として行うこと。ほか隣保館としての目的が終了するが、新たなセンター完成後５年間については、人権団体やまちづくり団体等が地域のコミュニティー活動の活性化に必要であれば、その団体が施設の管理運営することで、飯塚市で無償貸与します。

次に、人権団体やまちづくり団体等については、飯塚市とともに人権のまちづくりに寄与している部落差別解消推進団体、特定非営利活動法人人権ネットいづか、自治会、まちづくり協議会、伊岐須会館管理運営協議会を考えていますとなっております。

次の点につきましては、部落差別解消推進団体である部落解放同盟飯塚市協議会と施設無償貸与の確認において、今後も人権のまちづくりを推進していただくことで無償貸与の協議に応じますとなっております。

最後に、５年間の必要に応じた無償貸与終了後については、地域での必要が認められる場合、施設運営をしていた各団体へ無償譲渡します。また、必要が認められない場合、施設を廃止します。なお、無償譲渡後の管理運営に関する飯塚市からの補助金等は支出しないものとなっております。それ以降、飯塚市人権啓発センター整備構想案ということで、策定の趣旨、各人権啓発センターの現状、整備に当たっての基本理念、整備計画の基本方針、建築計画が示されておりまして、その後に人権関係施設整備等スケジュール案をお示しした後、管理運営者と市のリスク分担表という構成になっております。

○川上委員

基本方針と矛盾のある確認書を武井市長は結んだんですけれども、どういうお考えだったんですか。

○市民協働部長

先ほど担当課長が答弁させていただきました。この確認書におきましては、先ほどから申しますように、７月１８日の市協の協議の内容について、大きく３点ほどですね、確認したという確認書でございます。

この分につきましては、今後、新たな人権啓発センターを新設するまでの間ですね、引き続き、市協とも協議をしながら、進めていきたいというふうに考えております。あくまでも確認書を交わした時点では、現在そういう形で、必要があれば無償貸与とか、無償譲渡という形の部分でお示ししますので、先ほど申しましたように、今後の協議によって、その点について詰めていきたいと考えております。（発言する者あり）

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 １０：０８

再 開 １０：０９

委員会を再開いたします。

○川上委員

武井市長に答弁を求めています。

○市民協働部長

その点につきましては、市長がどういう思いだったかということでございますが、当然、決裁についてはいたしておりますが——、（発言する者あり）

○委員長

続けていいですよ。

○市民協働部長

その時点で決裁をいたしておりますが、内部の基本方針等もございます。しかしながら、そのあとですね、公共施設の第3次の改訂版の部分の改正も行っております。その時点におきまして、今後、3センターを建設して、それぞれ将来的に維持管理していく最終的な財政出動といたしますか、そういうことを含めたときに、本市としましては1つの人権啓発センターに統合いたしまして、また隣保事業を含めてですね、3センターの利用者の方に1つの新人権啓発センターでご利用いただきながら、今後もですね、それぞれの利用者のニーズに合った対応を図ってきたいという形で確認書を交わしたところでございます。（発言する者あり）

○委員長

川上委員、手を挙げて発言してください。（発言する者あり）川上委員、手を挙げて質疑をお願いします。（発言する者あり）

川上委員に申し上げます。答弁は誰がするかは執行機関が判断します。（発言する者あり）

委員長としては、ただいまの委員の要求を聞くことにとどめておきます。川上委員、質疑があればお願いします。

○川上委員

確認書を結んだ市長が、ここで答弁できないということを確認していいですか、武井さん。

○武井市長

ご質問の件は、先ほど担当部長が申し上げたとおりでございます。（発言する者あり）

○委員長

川上委員、挙手をお願いします。手を挙げて発言をお願いします。

○川上委員

私としてはね、当事者なのにね、この飯塚市議会の予算特別委員会、関係予算も出ているのに、市長が答弁不能だということを確認します。

それでね、部落解放同盟に対する補助金の問題で、追加資料の38ページから51ページ、説明してください。

○人権・同和政策課長

提出いたしました関係資料についてご説明をいたします。38ページの部落差別解消推進団体の認定基準と該当団体一覧及び2006年度以降交付実績、予算と決算をお願いいたします。部落差別解消推進団体の認定基準としまして、補助金要綱の抜粋のほうを記載しております。39ページには、2006年度以降について、年度ごとの交付実績、令和6年度につきましては予算額、令和7年度につきましては当初予算額ということになっております。

以下につきましては、各団体の予算書、決算書のほうを添付しております。

○川上委員

39ページに資料がありますけれども、本市発足以来の総額は幾らになりますか。

○人権・同和政策課長

令和5年度の決算額まで含めまして、2つの団体を含めまして5億4897万9453円となっております。（発言する者あり）

○委員長

川上委員、手を挙げて発言をお願いいたします。

○人権・同和政策課長

平成18年以降の部落解放同盟飯塚市協議会の合計額が4億9753万7348円、全日本同和会の合計額が5144万2105円となっております。

○川上委員

2025年度予算は2043万円余なんですけれども、これらは補助金等交付規則、補助金

交付要綱に基づいて予算編成しましたか。

○人権・同和政策課長

これまでの予算の執行につきましては、この飯塚市補助金等交付規則及び飯塚市部落差別解消推進団体補助金交付要綱に基づいて、予算のほうを執行しております。

○川上委員

きちんとこれに基づいて予算計上していったんですか。

○人権・同和政策課長

飯塚市部落差別解消推進団体補助金要綱にあります、その趣旨にのっとった事業実施分ということで、予算のほうを要求しております。

○川上委員

ということは、補助金等交付規則には基づいていないというニュアンスですか。

○人権・同和政策課長

この飯塚市部落差別解消推進団体補助金要綱につきましては、補助の執行について、飯塚市補助金等交付規則に基づいた上で必要な事項を定めてありますので、当然、飯塚市補助金等交付規則にものっとったものとなっております。

○川上委員

規則のほうですけども、第3条、事務事業の範囲を紹介してください。

○人権・同和政策課長

第3条の補助金等の事務事業の範囲ということで、「補助金等の交付の対象となる事務事業とは、市の行政を補完し、又は住民の福祉を増進するために公益上必要と認められるものでなければならない。」となっております。

○川上委員

交付条件、第7条、お願いします。

○人権・同和政策課長

第7条、補助金等の交付条件には、「市長は、補助金等の交付の決定をする場合において、補助金等の交付の目的を達成するために必要な条件を付することができる。」となっております。

○川上委員

第13条、実績報告、お願いします。

○人権・同和政策課長

第13条、実績報告には、「補助事業者等は、補助事業等が完了したときは、その成果を記載した実績報告書に補助金等に係る経費の収支を明らかにした書類を添付し、市長に報告しなければならない。」となっております。

○川上委員

第14条をお願いします。

○人権・同和政策課長

第14条、補助事業等の調査には、「市長は、前条の報告があった場合、所管の長をしてその報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかを調査させさせなければならない。」となっております。

○川上委員

第18条、お願いします。

○人権・同和政策課長

第18条、決定の取消し及び減額には、「市長は、補助事業者等が補助金等を他の用途に使用し、その他補助金等交付の決定の内容及びこれに付した条件に違反したときは、補助の決定を取り消し、又は補助金等を減額することができる。」となっております。

○川上委員

19条、お願いします。

○人権・同和政策課長

第19条、補助金等の返還には、「市長は、補助金等の交付の決定を取り消した場合において、既に補助金等が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。」となっております。

○川上委員

それでは次に、関係補助金交付要綱に適合しているかの判断を伺います。補助の対象を伺います。

○人権・同和政策課長

補助の対象につきましては、「補助の対象となる経費は、次に掲げる活動及び事業に要する経費並びに団体の運営に要する経費（食糧費、渉外費及び上部団体の会費に類する経費並びに市長が社会通念上適切でないと認めた経費を除く。）であって、別表に掲げる経費とする。」となっております、その中に自立支援推進活動（市の施策に係る連絡調整等地域住民の自立支援活動に関するもの）、次に、人権・部落差別問題啓発推進事業、そして、部落差別問題啓発推進活動、次に、その他市長が適当と認めた事業となっております。

別表につきましては、補助対象経費一覧が示されておまして、項目としましては人件費、事務局費、会議費、専門部及び支部活動費、研修費ということになっております。

人件費につきましては、専従役員の給与、諸手当及び福利厚生費（法定福利費を含む）、非専従役員手当となっております。事務局費につきましては、光熱水費、燃料費、消耗品費、通信運搬費、賃借料、手数料となっております。会議費につきましては、旅費・交通費、消耗品費、資料代及び参加費、賃借料となっております。専門部及び支部活動費につきましては、非専従役員手当及び担当者行動費、旅費・交通費、消耗品費、賄材料費、通信運搬費、資料代及び参加費、手数料、使用料、賃借料、報償費となっております。研修費につきましては、旅費・交通費、消耗品費、資料代及び参加費、使用料、賃借料、報償費となっております。

○川上委員

ここで令和6年11月22日付、監査委員告示第14号を紹介してください。

○監査事務局長

令和6年9月2日から10月30日にかけて、部落解放同盟飯塚市協議会の令和5年度分の監査を実施した結果、補助対象経費について、局長指摘を1件行いましたので、その内容について説明いたします。

飯塚市部落差別解消推進団体補助金交付要綱第3条には、「補助の対象となる経費は、次に掲げる活動及び事業に要する経費並びに団体の運営に要する経費（食糧費、渉外費及び上部団体の会費に類する経費並びに市長が社会通念上適切でないと認めた経費を除く。）であって、別表に掲げる経費とする。」と規定されている。

しかしながら、事業費として支出した研修参加者の弁当代を、補助対象経費に含んでいたが、弁当代は食糧費であるため、補助対象外であると思料する。

今後は適正な事務処理を行うよう指導するとともに、実績報告書等審査時の書類確認を徹底することと指摘しております。

○川上委員

続いて、令和7年2月6日付けで監査委員告示第3号が出ております。紹介をお願いします。

○監査事務局長

人権・同和政策課より提出された措置状況について説明いたします。措置状況につきましては、「ご指摘のありました、研修参加者の弁当代につきましては、補助対象外の経費として、団体の自主財源より支出し、各年度の決算において確実に精算するように当該団体に指導いた

しました。

また、今後の補助金実績報告等審査時には、補助金交付要綱別表との照合を徹底するなど確認手順を整理して適切な審査を行ってまいります。」と報告を受けております。

○川上委員

この措置の状況のその後については、監査委員会としては、監査委員としては、これを調べることになっていますか。

○監査事務局長

このことにつきましての追跡は行っておりませんが、財政支援団体については3年から4年おきに監査をしておりますので、次の監査時には、その点を重々確認してまいりたいと考えております。

○川上委員

専従役員たる書記長は部落解放同盟飯塚市協議会規約では定期大会選出となっているが、令和6年1月29日、人権・同和対策課に、山根委員長から電話があり、1月26日に市協委員会で選出したという、課長の答弁が昨年9月19日の決算特別委員会でありました。確認してください。

○人権・同和政策課長

間違いございません。

○川上委員

答弁の保留後、9月24日、保留した答弁が行われております。3点目と4点目を紹介してください。

○人権・同和政策課長

答弁をした内容をご説明させていただきます。まず、3点目でございますが、書記長の復帰について、1月29日に、誰が誰に対して、どういうことを言われているかという点でございますが、部落解放同盟飯塚市協議会執行委員長から人権・同和政策課長に対して、電話にて1月26日の市教委員会の中で、安永書記長が復帰することになった旨の連絡があっておりますと答弁しております。

次に、4点目でございますが、書記長の選出方法についてはということで、役員の任期は2年となっており、任期改選の際の役員選出は大会での確認事項となっておりますが、任期途中での辞任や後任選出の取扱いについては、市協の規約に具体的な規定がなされていないことから、同規約において、大会に次ぐ決議機関と位置づけられております市協委員会の中で協議をして決定されたと聞いておりますという答弁のほうをしております。

○川上委員

聞いております、聞いておりますですけれども、誰から誰が聞いたか、分かりますか。

○人権・同和政策課長

部落解放同盟飯塚市協議会執行委員長から人権・同和政策課長に対して話を聞いております。

○川上委員

この件は、どういうことかということ、定期大会でなければ選出されない書記長を、規約によればですよ、それによらず書記長にしたと、下部機関が。ということなんですね。そうしますと、この規約によらず専従役員に復帰した者の給料、2月、3月分の補助金充当が適切であったか、不適切であったかについて、9月の段階で、決算特別委員会で指摘しているわけですから、監査委員は、当然、知っているわけですから、監査したのか、お尋ねします。

○監査事務局長

その点につきましては、今回の監査ではしっかり見ておりますが、具体的には確認できておりません。

○川上委員

研修会の弁当についてはチェックをかけたけど、この規約違反の、契約に基づかない専従書記長の2月、3月分の給料については監査していないということですね。

○監査事務局長

書類については見ておりますが、その部分については確認ができておりません。

○川上委員

そこで、もう一度ね、規則のほうの第18条、もう一遍読み上げてもらえますか。

○人権・同和政策課長

第18条、決定の取消し及び減額につきましては、「市長は、補助事業者等が補助金等を他の用途に使用し、その他補助金等交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したときは、補助の決定を取り消し、又は補助金等を減額することができる。」となっております。

○川上委員

第15条との関係で、あなた方は適合するという判断をしたんですか。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 10:34

再 開 10:35

委員会を再開いたします。

川上委員に申し上げます。質問が令和6年度の補助金についての質疑になっておりますので、7年度の予算について質疑を行っていただきますよう、よろしくお願いいたします。（発言する者あり）

手を挙げて発言してください。（発言する者あり）

暫時休憩いたします。

休 憩 10:36

再 開 10:38

委員会を再開いたします。

○人権・同和政策課長

補助金の報告等の書類の確認を行いまして、補助金交付決定の内容及び条件に適合すると判断いたしまして、交付のほうをしております。

○川上委員

先ほど、電話1本で、書記長の復帰を告げられているわけでしょう。規約に基づいて審査したのか、書記長選出が妥当であるかどうかについて。また、それに基づいて税金が投入されたわけでしょう。それが妥当であるかについて、どういうふうに審査したんですか、15条に基づいて。

○人権・同和政策課長

このときの書記長の復帰につきましては、その団体において自ら決定をされたことでございますので、市のほうから意見をするものではないと考えております。

○川上委員

今あなたが考えているかどうかじゃなくて、予算編成に当たって、予算計上に当たって、どう考えたのかではなくて、どういう判断をしたのかを聞いているんですよ。

○人権・同和政策課長

繰り返しの答弁になりますが、この団体において適正に書記長を選出されたということを執行委員長のほうから聞いておりますので、妥当な判断であると考えております。

○川上委員

この際、この席から監査委員に対して、厳密に監査をしてもらうように求めておきます。また、担当課においては、規則の15条に基づく行為が、その程度では、予算計上を認められな

いので、判断をやり直してもらいたいというふうにしておきます。

人権啓発センター統合事業に関連して予算書の92ページ、説明してください。

○人権・同和政策課長

92ページにつきましては、人権啓発センター統合に関する予算ということで、地盤調査委託料として1903万3千円を予算計上しております。

○川上委員

追加資料52ページを説明してください。

○人権・同和政策課長

52ページの人権啓発センター統合事業に関する部落解放同盟及び同和会との協議記録についてご説明いたします。令和5年4月10日に部落解放同盟飯塚市協議会より、令和5年4月9日付、人権啓発センター（隣保館）建設に関する要望書の提出があり、その後の協議記録を記載しております。

○川上委員

この中には施設を利用している人との協議が見当たらないけど、どういうことですか。

○人権・同和政策課長

こちらの記録につきましては、人権啓発センター統合に関する部落解放同盟及び同和会との協議記録を記載したものでございます。

○川上委員

それでは、別に利用者との協議記録あるということですか。

○人権・同和政策課長

地元との協議につきましては、この予算成立後に行っていくことを考えております。

○委員長

川上委員に申し上げます。質疑時間が5分になりましたので、よろしくお願いいたします。

○川上委員

当初予算資料15ページ、紹介してください。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 10:46

再 開 10:46

委員会を再開いたします。

○人権・同和政策課長

人権啓発センター統合事業費として、生活上の各種相談事業や人権課題解決のための各種事業を総合的に行うとともに、長期的に施設を管理する費用削減のため、人権啓発センター立岩・穂波・筑穂を統合するものでございまして、地盤調査委託料として1903万3千円のほうを計上しております。

○川上委員

この予算を認めたら、おおむね12億円という総事業費になっていくんですか。

○人権・同和政策課長

この人権啓発センター統合をした際の概算の予算規模を算定するために、人権・同和政策課で積算したところ、12億円となっております。

○川上委員

積算してないでしょう、掛け算しただけでしょう。この場所は炭鉱跡地じゃないですか。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 10:48

再 開 １０：４８

委員会を再開いたします。

○人権・同和政策課長

炭鉱跡であることを確認しております。

○川上委員

この１９３３万円の委託料の根拠を教えてください。

○人権・同和政策課長

調査の内容としましては、ボーリング調査として７本を予定しております。そのうち、１４メートルのものを３本、３０メートルのものを４本で積算をしております。

○川上委員

ところで、先ほど目的紹介がありましたけど、生活上の各種相談事業というのはどういうことですか。

○人権・同和政策課長

生活上の問題や人権問題に関する相談業務となっております。

○川上委員

飯塚市がするんですか。

○人権・同和政策課長

隣保事業の一つとして、飯塚市のほうで実施をいたします。

○川上委員

直接、職員がするんですか。

○人権・同和政策課長

職員のほうが行っております。

○川上委員

今の場所のほうが身近ではないかと思うんだけど、人権課題解決のための各種事業というのは、具体的にはどういうことですか。

○人権・同和政策課長

先ほどご説明しました相談事業のほか、デイサービス事業や地域交流事業を実施するものでございます。

○川上委員

デイサービスの内容を教えてください。

○人権・同和政策課長

高齢者等が隣保館を利用して、日常生活訓練等を行うことにより、その自立を助長し、生きがいを高める事業となっております。

○川上委員

筑穂・穂波からどうやってそこに行くんですか、川津の九工大の前まで。

○人権・同和政策課長

現在、このデイサービス事業の実施につきましては、バスの送迎も行っておりますので、そういったものも検討していきたいと考えております。

○川上委員

総合的に行うというのは、どういうことですか。

○人権・同和政策課長

先ほど申しました相談事業やデイサービス事業、地域交流事業などを、この新たな場所を活用して行うものでございます。

○川上委員

一極集中型というふうに読み替えられるんですか。

○人権・同和政策課長

この新たな人権啓発センターを交流の拠点ということで実施をいたしますが、隣保事業につきまして広域的な事業なども含めて検討していきたいと考えております。

○川上委員

新しい人権啓発センターにおいて、部落解放同盟や同和会、NPO人権ネットいづか、部落解放同盟飯塚市協議会幹部3人が中心になって設立したNPOふれあいなどは、この中でどういう位置づけになりますか。

○人権・同和政策課長

この新たな人権啓発センターの中での位置づけというものは、特にございませぬ。

○川上委員

武井市長、確認書を結ぶときに、このことについて話をしていないんですか。

○市民協働部長

このことと申しますのは、先ほど質問委員が言われましたNPOふれあいさんの件については一切お話をしていません。（発言する者あり）

○委員長

川上委員、挙手をして発言をお願いいたします。（発言する者あり）

暫時休憩いたします。

休 憩 11:04

再 開 11:04

委員会を再開いたします。

○市民協働部長

先ほど質問委員が言われました部落解放同盟飯塚市協、それからNPO人権ネット、またNPOふれあいについては、一切関わりはございません。

○川上委員

さっきの答弁はなんですか。

○市民協働部長

私はNPOふれあいのことをお尋ねされたという形で答弁させていただきました。

○川上委員

この件については、確認書にないところで確認をしている可能性があるのでは、これを心配しております。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 11:04

再 開 11:05

委員会再開いたします。

以上で、人権同和関連予算について終わります。

次に、ふくおか県央環境広域施設組合負担金について、川上委員に質疑を許します。（発言する者あり）

暫時休憩いたします。

休 憩 11:06

再 開 11:06

委員会を再開いたします。

川上委員に質疑を許します。

○川上委員

ふくおか県央環境広域施設組合負担金について、当初資料5ページを紹介してください。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 11:07

再 開 11:08

委員会を再開いたします。

○財政課長

当初予算の5ページの分担金及び負担金の中のふくおか県央環境広域施設組合負担金のことだと思います。こちらの分につきましては、本年度の予算としては7366万3千円を計上いたしております。こちらの事業の内容といたしましては、歳出側で組合の負担金を支払いますが、組合の飯塚市の職員分の人件費の相当額を、組合負担のほうから飯塚市のほうに受け入れるものとなっております。

○川上委員

相当分という、この内訳を教えてください。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 11:09

再 開 11:24

委員会を再開いたします。

○人事課長

ふくおか県央環境広域施設組合負担金、歳入の分のお尋ねということでして、当該広域施設組合に派遣している事務職員及び技能労務職員、合計11名分の人件費として7366万3千円を計上いたしております。

○川上委員

それでは、29ページをお願いします。

○環境整備課長

こちらは飯塚市斎場の管理運営を組合のほうにお願いしておりますので、小竹町との共同利用に係る負担金を支出しているものでございます。内訳につきましては、職員の給与費、それから維持修繕費、それから指定管理委託料、器具購入費、こういうもので計上しておりまして、小竹町との負担割合としましては、実際に利用実績で計上しておりまして、本市の負担割合としては92.46%となっております。

○川上委員

それでは、30ページをお願いします。

○環境対策課長

衛生施設組合で飯塚市、嘉麻市、桂川町、小竹町でごみやし尿処理の施設などの管理運営に関する業務を共同で処理している施設費になっております。施設としましては筑穂苑、桂苑、リサイクルセンター、飯塚市クリーンセンター、リサイクルプラザ、穂波苑、汚泥再生処理センター、飯塚市環境センターの施設となります。内訳としましては、人件費や施設に関する処理費及び維持修繕費などを計上しておりまして、合計24億9095万5千円となっております。

○川上委員

2790万円の減少について、要因は何でしょうか。

○環境対策課長

大きくは令和5年度から飯塚市クリーンセンターで2炉運転を行うに当たりまして、炉の修繕が必要になっておりましたので、その分が今年度で終わりましたので、来年度分は減になっているところだと思います。

○川上委員

飯塚市クリーンセンターは、今、万全な状態なんですね。

○環境対策課長

現在では炉のほうは正常には動いておりますけども、老朽化は激しいということでは聞いております。（発言する者あり）

一応、施設組合のほうから今の現状という形ではそういうふうには聞いております。

○川上委員

施設組合は老朽化調査もしていないのに、そういう発言がなぜ出てくるんですか。

○環境対策課長

建設されてから25年ぐらいたっておりますので、施設としましては割と老朽化しているというところがございます。調査のほうについては、委員が言われますとおり精密な調査はしておりません。

○川上委員

根拠のない話がどんどん広がっていつては困りますね。

86ページをお願いします。

○財政課長

当該資料は普通会計における投資的経費内訳を示したものとなっております。このうち、ふくおか県央環境広域施設組合負担金1億7011万円を計上いたしております。こちらの分は計画的に実施しております設備更新に関わる費用として、投資的経費として整理をいたしております。この財源のうち、地方債に関しましては、一般廃棄物処理事業債を活用する予定としております。

○川上委員

ふくおか県央環境広域施設組合が、昨年11月11日、組合議会特別委員会に提出した資料には、R7当初予算提出、造成工事費を含む負担金とあります。新しいごみ処理施設関連経費、まず816億円ですが、これに関わる負担金は、本市としてはどこに計上していますか。

○環境対策課長

新ごみ処理施設建設に伴う事業につきましては、ふくおか県央環境広域施設組合が決定するところであり、現段階で、負担先、負担等の要求等は上がっておりませんので、令和7年度の予算には入っておりません。

○川上委員

その負担は、組合からは、いつ、どういった形で、「いつ」はないかもしれませんが、どういった形で請求が来るんですか。

○環境対策課長

先ほどの答弁になりますけど、事業が、建設自体がまだ決定しておりませんので、まだ負担は決まっております。委員が言われますのが、どういう形で負担という形になっておりますので、それについては向こうが決定次第、うちのほうに請求が来るものだと思っております。

○川上委員

組合の決定というのは、いつ、どの段階で決定になるんですか。

○委員長

川上委員に申し上げます。新たなごみ処理施設整備事業につきましては、ふくおか県央環境広域施設組合の事務であり、本市議会から8名が選出されております組合議会において審議されており、詳細な内容については質疑することができませんので、その点をご注意されて質疑をお願いいたします。（発言する者あり）

ほかの質問をお願いします。

○川上委員

いずれかの時期に負担金の請求が来るとすれば、どういう手順で来るのか、お尋ねしたんです。

○環境対策課長

繰り返しの答弁になるかもしれませんが、組合のほうの議会のほうで建設等が決まって金額が決まりましたら、その負担割とかでうちのほうに請求を来るものだと思っております。

○委員長

川上委員に申し上げます。質疑時間が1分を切っておりますので、よろしくお願いいたします。

○川上委員

それまでの間に、飯塚市民に情報を正しく提供し、そして市民の意見を聞く機会をつくることができるんですか。

○環境対策課長

新ごみ処理施設建設の事業につきましては、先ほど言いましたとおりふくおか県央環境広域施設組合で決定することとなります。

住民説明会や市民へのお知らせというものについては、当然ながら組合や構成市町と連携して、開催が決まりましたら、連携して行いたいと思っております。

○川上委員

816億円の予算規模なのに、決めてから説明するというのは、住民自治の視点からいうと異常だと思いますね。この件を終わります。

○委員長

次に、総括、市財政について、川上委員の質疑を許します。残り時間が1分を切っておりますので、よろしくお願いいたします。

○川上委員

本市財政が実質収支において赤字になったことはなく、連続黒字であること。財政調整機能のある5つの基金、さらに地域振興基金40億円を加えると、おおむね250億円と過去最高水準にあることの答弁が、3月3日、私の一般質問に対してありました。確認してください。

○行政経営部長

今、お尋ねの3月3日の一般質問において、合併以降、赤字決算なのか黒字決算なのかという問いがございました。実質収支につきまして、これまで合併以降で、財政調整基金を取崩している年度もございましたが、現在まで実質収支額は黒字決算となっておりますという点を答えております。

もう1点が、基金については、財政調整基金、減債基金及びその他特定目的基金の合計、普通会計ベースで申し上げますと、直近の決算である令和5年度末で282億2千万円という答弁をしております。

○委員長

川上委員に申し上げます。残り時間が1秒になりましたので、最後の質問にまとめていただくよう、よろしくお願いいたします。

○川上委員

無駄遣いするお金は1円もないが、福祉の増進のためのお金は確保できるということでしょうか。

○行政経営部長

地方自治法におきまして、「地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとする。」というふうにされております。

将来にわたり持続可能なまちであり続けるための財政運営を行っていくため、また、将来世

代に持続可能な行政運営を引き継いでいくためにも、本市を取り巻く状況を十分に把握し、慎重に検討する必要があるというふうに考えております。

○委員長

川上委員に申し上げます。質疑時間がなくなりました。ご了承お願いいたします。

次に、質疑事項一覧表以外の事項について質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑がないようですから、総括質疑を終結いたします。

以上をもちまして、「議案第3号 令和7年度 飯塚市一般会計予算」に対する全ての質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

○川上委員

改めて、日本共産党の川上直喜でございます。国の動向を考えてみるに、長期にわたる自公政権のかじ取りによって、日本経済は重大な局面を迎え、社会保障を切り捨て、大軍拡、増税の路線の下、新型コロナ危機から引き続く物価高騰によって、国民生活は深刻な局面を迎え、各分野で世直しの声が大きく広がっています。

平和の流れに逆行する戦争や、核抑止力を拡大する傾向に反対する課題もますます重要になっています。

こうした中で、地方自治体、地方自治の本旨、役割発揮が非常に重要になっていると思うわけです。地方自治法は地方自治の本旨について、住民福祉の増進を図ることとしています。国の悪政が深刻な現在、この本旨に基づいて飯塚市は、市民の暮らし、地域経済を支え、平和を守る役割をしっかりと果たさなければならないわけです。

本市のその役割を果たしていく上で、財政状況はどうかということについてですが、本市の財政状況は、本市発足以来、連続黒字決算であることは、私の一般質問への市の答弁、ただいまの部長答弁によっても明らかとなっているわけです。

学校給食費、子ども医療費、保育料の無償化、児童クラブ利用料、ごみ袋代の負担軽減など、日本共産党が提案した暮らしアッププランが重要になっていると思います。これに必要な財源は、新年度一般会計予算規模852億円の1%程度を組替えただけでも実現できる内容です。財政調整に活用できる5つの基金の合計は210億円、これに地域振興基金40億円を加えれば250億円、これらは過去最高水準であります。財政調整機能を持つ基金の2年後の目標値、どうなっているかということ、本市の場合は60億円なんですね。無駄遣いのお金は1円もないが、暮らしの応援、福祉の充実のお金は十分確保できるはずであります。

今回、予算案について、日本共産党としては、住民の福祉の増進の立場、住民が主役の立場から、次の3つの視点で審査してまいりました。第1は、暮らしの応援にとってどうか、第2は、無駄遣いのチェックとしてどうか、第3は、公正で透明な市政という点ではどうかであります。

詳しくは本会議で述べますので、ここでは、私が持ち時間50分の中で質問ができ、答弁を得ることができた中から幾つかだけを挙げておきます。

公共交通関係事業費は増額ですが、4月から利用できなくなる地域の住民には、市役所は実施主体として責任ある説明をしないままです。自治会長に責任を押しつける発想は認められません。新年度からのバス停廃止は交通不便地域に集中しています。筑穂42、颯田22、庄内19、幸袋14、鯉田10、八木山3ほかであります。竜王山麓の舍利蔵入り口バス停は、利用者があることを確認しているのに廃止であります。ここまでは往復8分、委託料は1時間単位ですから影響はありません。ここでも利用できなくなる住民に、市は責任を持った相談をしないままです。

交通安全対策が重要です。そのための特別交付金は、新年度1750万円で、近年のピーク、

2015年度、3076万3千円から4割超の減であります。1326万2千円の減少分を市独自財源で確保すれば、現在見送っている設置が2倍のスピードで進むことになります。

例えば、部落解放同盟言いなりの不要な人権啓発センター新築事業費、おおむね12億円の1%程度でも実現できるわけであります。

また、77歳、88歳、99歳、100歳以上の高齢者に敬老祝い品を贈る予算は3709万円です。祝い品価格は2年前までの現金支給より減少しております。この事業廃止を求める意見が予算特別委員会が出されました。市役所は令和8年度予算編成に向けて、縮小、廃止を選択肢に入れて調査するとの態度であります。

児童クラブ、児童センター委託料の約4億7500万円は、人件費などによって過去最大規模となりました。令和7年度はNPO青少年健全育成会に引き続き随意契約となっていますが、このNPOの運営には、規約に基づく運営、会計処理、さらに子どもに対する暴力行為と、幾つか指摘されるところがあります。市役所には、今後、このNPOのほかにも別の民間事業者への委託を検討する動きがあるようであります。しかし、安心・安全な児童クラブの役割が大きくなっていることを考慮すれば、市役所直営の運営こそ検討する必要があります。

生活保護行政では、扶助費の負担は国が4分の3、市が負担する4分の1は地方交付税によって国によって全額措置されています。2013年の生活保護基準改定は福岡高裁によって違憲と判決されており、厚生労働大臣とともに被告となっている市長は、国に対して上告を取り下げるよう要請するべきであります。生活保護は憲法25条に基づく国民の権利であり、この制度を利用していることを理由にした一切の差別は認められないことを訴えるとともに、市役所は2020年4月の新型コロナ緊急対策において、生活応援給付金の対象から生活保護利用のひとり親世帯を除外したことを恥じて、検証するべきであります。

第2は、無駄遣いのチェックの視点であります。今回、地盤調査委託料が計上されている新しい人権啓発センターはおおむね12億円で、部落解放同盟の要求によって策定したばかりの市の基本方針に反するものです。そのために、筑穂・穂波・立岩の現行人権啓発センター廃止、部落解放同盟等への無償貸与、無償譲渡を一方的に進めるなど、こういうことがあってはなりません。

相田市営住宅建設工事や鯉田井出ノ上遊水池工事は、石炭を掘った後の坑道が真下にある地盤の特性を考えれば、工事費が膨れ上がらないか監視が必要であります。

また、ふくおか県央環境広域施設組合への負担金がありますが、本市が7割程度を負担するという新しいごみ処理施設整備事業816億円は、住民へのまともな説明もないままのgori押しで、到底許されません。

補助金と委託料については、部落解放同盟への補助金、新年度2043万円は、本市発足からの累計では予算を含めて約5億5千万円余に上ります。また、部落解放同盟の中央の方針でつくられた人権ネットいづかの委託料は、累積で新年度予算を含めて8億3千万円余となっております。このほかにも、補助金交付、委託における随意契約など、従来の惰性に流されているところが見られます。

第3は、公正で透明な市政運営についてであります。市役所は十分な体力があるのに、暮らしの応援が進まず、このところ、逆に削減する、こういう逆流が吹き荒れています。一方では、莫大な借金を重ね、将来的に市民に重い負担を押しつける傾向が増大しています。この背景には、政治家、市役所幹部、業者等の不透明ななれ合いが見られ、市民の批判を浴びています。

武井市長は、2023年12月4日、部落解放同盟飯塚市協議会山根委員長と、市の基本方針を逸脱して、現行人権啓発センターを廃止し、新しい人権啓発センターを造る確認書を交わし、その後、おおむね12億円をかける事業に着手したのであります。新しい人権啓発センターにおいて、部落解放同盟や同和会、NPO人権ネットいづか、部落解放同盟飯塚市協議会幹部3人が中心になって設立したNPOふれあいなどは、どういう位置を占めるか話してい

るのか、これらについて文書によらない約束がないかを含めて、市長は明らかにすべきだったのであります。

コミュニティセンター空調工事入札で生じた、落札率１００％、これに関わる談合情報に適切な対応をしなかった事例は、本市の入札制度をゆがめる新たな挑戦に市が毅然とした態度を取れないことを示しています。

飯塚市発注の莫大な支出に関わる業者選考に責任を持つ久世副市長が、市議会議員から立ち話のような格好で、１２月議会の反省と財政困難な状況の中で、飯塚市はどうやっていくんかみたいな話をしようと誘われたなどとして、予算編成最終盤の中、１月２２日夜６時より、市内の焼肉店で２人だけで会食し、５千円だけ相手に渡したという答弁をしました。この久世副市長の答弁が事実であるならば、新体育館移動式観覧席入札官製談合疑惑１００条調査特別委員会の証人喚問を拒否して、市議会議長が地方自治法に基づいて告訴し、後に不起訴となった市議会議員と、１２月議会の反省と財政困難な状況の中で飯塚市をどうやっていくのかと密室で話をしたことになるのではないのでしょうか。この会食の流行は、いつから始まり、市役所のどこまで広がっているのか、市民は心配するわけです。この１００条調査特別委員会の委員長報告が指摘した内容を、市役所最高幹部たちはどれだけ真剣に受け止めているのか、疑問を持ちます。

このことは、ふくおか県央環境広域施設組合の８１６億円を投入する新しいごみ処理施設整備事業の業者選考委員と施設組合議員との会食という視点から見ても、市民の批判、組合議会の指摘は避けることができないものと信じます。

最後に、部落解放同盟幹部と市役所幹部のなれ合いについては、２０２３年８月４日の立食パーティーに市役所幹部、議会側も含めて２７人が参加したものであり、極めて劇的な形で部落解放同盟幹部と市役所幹部のなれ合いを一目で分かるように浮き彫りにしたものでありました。

今回、３日間にわたる予算審査の過程において、部落解放同盟に対する補助金について、予算編成、予算計上に当たり、補助金等交付規則の各条、補助金交付要綱の各条に基づく検討がまともに行われていないことも浮き彫りになりました。この際、予算特別委員会の席上からではありますが、監査委員及び監査事務局長には改めて監査を求めておくものであります。

以上で、討論を終わります。

○委員長

川上委員に申し上げます。今、終わりました討論の中で、「認められません」というふうにはおっしゃっておられますが、賛成か反対か明確にさせていただきますよう、よろしくお願いいたします。

○川上委員

失礼いたしました。以上を述べて「議案第３号 令和７年度 飯塚市一般会計予算」への反対討論とします。

○委員長

ほかに討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。

採決いたします。「議案第３号 令和７年度 飯塚市一般会計予算」について、原案のとおり可決することに、賛成の委員は挙手を願います。

(挙 手)

賛成多数。よって、本案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

正副委員長を代表いたしまして、一言お礼申し上げます。本特別委員会においては、３日間という限られた時間の中で非常に中身の濃い、充実した審査をできたものと思います。

これは委員各位並びに執行部の皆様のご協力の賜物と感謝いたしております。また、執行部の皆様におかれましては、通常業務繁忙の中、資料作成などしっかりと対応していただき、本当にご苦労様でした。

さて、委員会審査の中で、各委員から指摘なり意見があっておりましたが、執行部におかれましては、この意を酌んでいただき、市民福祉の向上のため、また、市政発展のためにご尽力いただきますようお願いいたしまして、簡単ではございますが、閉会にあたってのあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

これをもちまして、令和7年度一般会計予算特別委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。